

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 市民文化部（地区市民センター）
- 3 事前調査期間 平成19年9月27日から平成19年9月28日まで
- 4 監査期間 平成19年11月8日
- 5 監査対象年度 平成18年度
- 6 監査対象事項 財務事務等
- 7 監査方法 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。

第2 監査対象の概要

23地区市民センターのうち、次の4（6）センターの監査を行った。

橋北地区市民センター、八郷地区市民センター、常磐地区市民センター、川島地区市民センター（中部地区市民センター、小山田地区市民センターは事務局による事前調査のみ実施）

各地区市民センターでは、地域振興業務、社会教育業務、窓口業務（中部地区市民センターを除く）を所管しており、住民の連帯意識を高め、積極的な地域活動の場を提供して地域社会づくりを推進し、また、地域における市行政の窓口として住民の利便性に供しながら、生活文化の向上と福祉の増進に努めている。

第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として、旅費、時間外勤務手当の執行について監査の結果、次の指摘事項及び所見のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたってはこれらに十分留意し、地区市民センター館長会議等を通じて周知徹底を図るとともに、改善を要するものについてはその措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

特になし

2 所見

（1）地域活動費の活用について

各地区市民センターに地域活動費として需用費が予算配当されているが、多くの地区市民センターにおいて予算執行されていない状況がある。その要因のひとつとしては経費の使途を限定していることによるが、活動費の使途の拡大や地域社会づくり総合補助金等での交付など地域活動費のあり方について主管課と協議を行ない予算が有効に活用できるよう検討すること。

【検討事項】

（2）地域マネージャーの役割について

平成18年度までに全地区市民センターに配置された地域マネージャーは、地域の状況を把

握し、地域の実情に応じた各種団体への指導・助言を行うほか、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるなど地域コミュニティを活発化することが求められている。地区市民センターによって地域マネージャーの役割が異なっているように思われるので、住民主体の地域社会づくりの推進に向けて、館長と地域マネージャーの役割分担を明確にし、連携して取り組めるような体制づくりに一層努力されたい。【努力要望事項】

(3) 補助金交付に対する支援について

市から地域に交付される補助金は広範多岐に渡っているが、他の補助金との統合やスリム化が必要と思われる補助金も見受けられる。実情に一番精通している地区市民センターが住民と本庁の間に立って、住民が使いやすい形で活用できる制度を提言するなど、補助金が生きた形で住民に活用されるような支援に努めること。【努力要望事項】

(4) 地区の特性や社会情勢に応じた講座の実施について

各種講座の開催にあたっては、住民の学習要求を的確に把握し、学習意欲を盛り上げるために、歴史や自然環境等地区の特性に応じた講座のほか、例えば小・中学校における児童・生徒の理科離れが社会現象となっていることから、親子で楽しめるような理科講座など住民への意識づけとなるような講座の企画に努めること。【努力要望事項】

(5) 物品の保管管理について

物品の保管は、出し入れがしやすく、品質の管理がきちんとできるようにするのが基本である。保管場所が狭隘で出し入れが困難な場合もあるが、物品の使用頻度を考慮して保管場所を定めるとともに、使用後は同じ所に安全に戻せるよう出し入れの作業空間を確保するなど物品の整理整頓に努めること。【努力要望事項】